

道の駅「子守唄の里五木」周辺施設整備基本計画策定業務委託仕様書

1 業務の目的

五木村は、川辺川ダム建設事業に伴う新たな村の将来像を示した平成8年策定の「子守唄の里づくり」計画に基づき、道の駅「子守唄の里五木」内の物産館「山の幸」、五木温泉「夢唄」、五木村交流センター、また、村内の各観光施設を整備し、それに伴う観光入込客の増加による商業・観光関連産業の直接的な経済効果と生産・加工を担う第一次、二次産業への間接的な経済効果の波及を目的として、村内産業全体の活性化を目指してきたところである。

しかしながら、将来へ向け、初期の目的を達成するためには、「ウィズコロナ」を含む社会の急激な変化と価値観の多様性に沿った今後の施設の在り方と高齢化が進む村民への配慮が必要となる。

本業務は上記の目的を達成するため、道の駅「子守唄の里五木」及び周辺施設の利便性の向上と集客力、及び各施設連携強化に向けた導線整備の提案と建築から約18年経過した建物のリニューアル（建築、設備、電気）を含めた基本計画策定業務である。

2 施設の概要

(1) 物産館「山の幸」

所在地	熊本県球磨郡五木村甲2672番地53	他
建築年月日	平成16年3月16日	
構造	木造平屋	
延床面積	348.75㎡	
施設内容	物産館、事務所、観光情報センター	他

(2) 五木温泉「夢唄」

所在地	熊本県球磨郡五木村甲2672番地56	他
建築年月日	令和15年12月10日	
構造	木造平屋	
延床面積	374.91㎡	
施設内容	温泉施設	

(3) 五木村交流センター

所在地	熊本県球磨郡五木村2672-54	他
建築年月日	平成16年1月30日	
構造	木造平屋	
延床面積	645.00㎡	
施設内容	料理体験室、体験交流室、管理室、展示体験コーナー	他

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日までとする。

4 対象建物・エリア

物産館「山の幸」、五木温泉「夢唄」、五木村交流センター、ヒストリアテラス五木谷の敷地及び建物を対象とする。

5 業務の要件

- (1) 本業務を遂行できるだけの経験と実績を有していること。
- (2) 本業務を迅速かつ円滑に遂行するための体制、管理責任者及び主担当者の資格、経験等は適切であること。
- (3) 五木村が進める公共施設再生の目的を十分に理解し、適切な計画とすること。
- (4) 実施にあたり、行政、地域団体、地域関係者と必要に応じて、協議、調整を行うこと。

6 業務内容

- (1) 対象施設・エリアの現況把握調査
 - ア. 対象施設の現況調査
 - イ. 村及び関係団体、利用者へ実態把握のための調査
- (2) 基本方針の策定
 - ア. 対象施設・エリアの基本コンセプト
 - イ. ターゲット設定
- (3) 建物の改修方針
 - ア. 物産館「山の幸」の改修方針
 - イ. 五木温泉「夢唄」の改修方針
 - ウ. 五木村交流センターの改修方針
- (4) 各施設間の導線計画
 - ア. 物産館「山の幸」周辺駐車場の導線計画
 - イ. 五木温泉「夢唄」～五木村交流センター～ヒストリアテラス五木谷までの導線計画
- (5) 新型コロナウイルス対策
 - ア. ガイドライン
 - イ. 想定される対応策
- (6) その他関連する事業と連携方針
 - ア. ヒストリアテラス五木谷駐車場の有効活用方針
 - イ. その他、導線や快適性、サービス向上のための方針
- (7) 上記整備事業の予算策定

(8) 上記整備事業のスケジュール策定

7 留意事項

(1) 本業務を実施するにあたり、契約書、既存資料、関係法令、業務の目的及び内容を的確に把握して必要な準備を行う。

(2) 企画提案書を提出する際に他の事業者等の協力を得て業務を実施する場合は提案書にその旨を明記する。

(3) 企画提案書の作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は、参加者負担とする。

(4) 提出書類については、返却しないものとする。

(5) 審査結果についての意義申し立ては受理しないこととする。

(6) 著作権の取り扱い

ア. 決定した業者の業務提案書に係る著作権は五木村に帰属する。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属する。

イ. 決定されなかった業者の業務提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

8 業務報告書（成果品）

実施したすべての業務における個々の成果品を発注者の求めに応じて随時提出するとともに、契約終了時には、実施したすべての業務の成果品を3部及び電子データで提出すること。

9 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務終了後でも瑕疵が発見された場合には、速やかに対策を講じるものとする。これに要する経費は受注者の負担とする。

10 成果品の帰属及び管理

成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は、第三者に発注者の許可なく公表してはならない。

11 協議

業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、発注者と綿密な連携をとり、適切な業務執行を図ること。本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本村と協議のうえ、その指示に従うこと。また、打合せを行った場合は、その都度打合せ記録を作成すること。